

## 2 愛知県心身障がい者扶養共済

障がい者を扶養している保護者が、自らの生存中に一定額の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障がい)のことがあった場合、障がい者に終身一定額の年金を支給する共済制度です。これにより、障がい者の生活の安定と、将来に対して抱く保護者の不安の軽減を図ります。

### (1) 加入できる方

- ア 身体障がい1～3級、知的障がい、または同程度の精神障がいのある方を扶養している保護者
- イ 保護者の年齢が65歳未満の健康な方
- ウ 愛知県内(名古屋市を除く)に居住している方

### (2) 加入口数、掛金、年金額等

- ア 加入口数は2口まで

|         |       |    |         |       |    |         |
|---------|-------|----|---------|-------|----|---------|
| イ 掛金の金額 | 35歳未満 | 月額 | 9,300円  | 40歳未満 | 月額 | 11,400円 |
| (1口当たり) | 45歳未満 | 月額 | 14,300円 | 50歳未満 | 月額 | 17,300円 |
|         | 55歳未満 | 月額 | 18,800円 | 60歳未満 | 月額 | 20,700円 |
|         | 65歳未満 | 月額 | 23,300円 |       |    |         |

- ウ 掛金の免除

65歳に達しかつ20年以上掛金を払った場合

- エ 年金額について(月額)

1口加入者 20,000円 2口加入者 40,000円

- オ 障がい者が途中で死亡した場合は、加入期間に応じて弔慰金が支払われます。

|        |           |          |
|--------|-----------|----------|
| 弔慰金の金額 | 1年以上5年未満  | 50,000円  |
|        | 5年以上20年未満 | 125,000円 |
|        | 20年以上     | 250,000円 |

- カ 加入者が脱退する場合は、加入期間に応じて脱退一時金が支払われます。

|          |            |          |
|----------|------------|----------|
| 脱退一時金の金額 | 5年以上10年未満  | 75,000円  |
|          | 10年以上20年未満 | 125,000円 |
|          | 20年以上      | 250,000円 |

- キ 掛金全額が所得控除の対象となります。

### (3) 加入手続きについて

保護者の方が現在お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。



岡崎市役所障がい福祉課障がい1係 (TEL 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650)